

定 款

(2 0 2 4 年 1 2 月 1 9 日 改 正 予 定)

株 式 会 社 ア ル プ ス 物 流

定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社アルプス物流（英文では ALPS LOGISTICS CO., LTD.）と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 貨物自動車運送事業
- (2) 貨物運送取扱事業
- (3) 倉庫業
- (4) 不動産の賃貸業
- (5) 包装材料の製造販売業
- (6) 梱包業
- (7) 輸出入貨物取扱事業
- (8) 通関業
- (9) 利用航空運送事業
- (10) 航空運送代理店業
- (11) 合成樹脂材料の製造および販売業
- (12) 電子デバイス販売業
- (13) 医薬部外品製造業（包装・表示・保管）
- (14) 医療機器製造業（包装・表示・保管）
- (15) 労働者派遣事業
- (16) 金属回収業
- (17) 産業廃棄物の収集・運搬・処分事業
- (18) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を横浜市港北区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、40 株とする。

(株主名簿管理人)

第 7 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 8 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第 9 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第10条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第11条 株主総会は、取締役会が定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

② 前項の取締役会が定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第14条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第15条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外を区別して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- ④ 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第16条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。

(代表取締役)

第17条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中か

ら、代表取締役を選定する。

(相談役)

第18条 取締役会は、その決議によって、相談役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会があらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 前項の取締役会であらかじめ定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第21条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令に定める額まで限定する契約を締結することができる。

第5章 執行役員

(執行役員)

第26条 当社は、取締役会の決議によって、執行役員を置くことができる。

② 執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規則による。

第6章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第27条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規則)

第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第7章 計 算

(事業年度)

第30条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第31条 当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、株主総会または取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第32条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当金の除斥期間)

第33条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

1964年	7月 2日	制定
1967年	5月15日	改正
1967年	6月20日	改正
1970年	3月12日	改正
1973年	3月29日	改正
1975年	7月17日	改正
1976年	6月15日	改正
1981年	2月13日	改正
1985年	6月24日	改正
1987年	4月 1日	改正
1991年	5月24日	改正
1993年	6月28日	改正
1994年	6月23日	改正
1995年	6月27日	改正
1996年	6月25日	改正
1998年	6月24日	改正
1999年	6月24日	改正
2001年	6月26日	改正
2002年	6月25日	改正
2003年	6月25日	改正
2004年	10月 1日	改正
2004年	12月 1日	改正
2006年	6月27日	改正
2007年	6月22日	改正
2009年	6月23日	改正
2010年	6月23日	改正
2011年	6月22日	改正
2013年	6月19日	改正
2014年	6月18日	改正
2016年	6月21日	改正
2018年	6月20日	改正
2020年	6月19日	改正
2022年	6月22日	改正
2024年	12月19日	改正予定

(第6条の(発行可能株式数)の変更並びに

変更前定款の第7条（自己の株式の取得）、
第8条（単元株式数）及び第14条（電子提供措
置等）の削除）